

# 定 款

社会福祉法人みのり会



# 社会福祉法人みのり会定款

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

### (1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 福祉型障害児入所施設の経営（みのり園）
- (ロ) 児童養護施設の経営（太陽寮）
- (ハ) 障害者支援施設の経営（三和みのり園）
- (ニ) 救護施設の経営（あいこう園）
- (ホ) 養護老人ホームの経営（あいぎ荘）
- (ヘ) 特別養護老人ホームの経営（三和荘）
- (ト) 障害者支援施設の経営（第二みのり園）

### (2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営（長与保育園）
- (ロ) 保育所の経営（めぐみ保育園）
- (ハ) 保育所の経営（のぞみ保育園）
- (ニ) 保育所の経営（わかば保育園）
- (ホ) 保育所の経営（道の尾保育園）
- (ヘ) 老人デイサービス事業の経営（三和荘）
- (ト) 老人短期入所事業の経営（三和荘）
- (チ) 老人居宅介護等事業の経営（あいぎ荘）
- (リ) 地域子育て支援拠点事業の経営（長与保育園）
- (ヌ) 障害福祉サービス事業の経営
  - ・施設入所支援
    - 三和みのり園
    - 第二みのり園
  - ・生活介護
    - 三和みのり園
    - 第二みのり園
  - ・自立訓練（生活訓練）
    - 三和みのり園

- ・就労移行支援  
平山友愛園
- ・就労継続支援B型  
平山友愛園
- ・短期入所  
みのり園  
三和みのり園  
第二みのり園
- ・共同生活援助（介護サービス包括型）  
グループホーム明心  
グループホーム友愛  
グループホームまどか
- ・障害児通所支援  
みのり会キッズ・コム  
みのりっ子クラブ

(ル) 障害者生活支援事業の経営（みのり会生活支援センター）

(ヲ) 特定相談支援事業の経営（相談支援事業所みのり）

(ワ) 障害児相談支援事業の経営（相談支援事業所みのり）

(カ) 放課後児童健全育成事業の経営

ながよっ子クラブ

めぐみっ子クラブ

わかばっ子クラブ

(ヨ) 児童家庭支援センターの経営（太陽寮）

児童家庭支援センターひだまり

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人みのり会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を長崎県長崎市十人町1番7号に置く。

## 第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、外部委員3名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

#### 第四章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
  - 3 理事長以外の理事のうち、2名を業務執行理事とすることができる。
  - 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第一六条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第一九条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
  - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
  - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第二〇条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第二一条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
  - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第二二条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第二三条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設の長以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

(構成)

第二四条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二五条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二六条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二七条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二八条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二九条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他の財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第三七条に掲げる公益を目的とする事業及び第三八条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三〇条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承

認を得て、長崎県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長崎県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- 三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保にする場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

#### （資産の管理）

第三一条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

#### （事業計画及び収支予算）

第三二条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### （事業報告及び決算）

第三三条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三四条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三六条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三七条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業の経営（三和荘）
  - (2) 日中一時支援事業：日帰り短期入所型（三和みのり園、第二みのり園、平山友愛園）
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第八章 収益を目的とする事業

(種別)

第三八条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 基本財産賃貸業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第三九条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

## 第九章 解散

(解散)

第四〇条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四一条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第一〇章 定款の変更

(定款の変更)

第四二条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長崎県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長崎県知事に届け出なければならない。

## 第十一章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四三条 この法人の公告は、社会福祉法人みのり会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四四条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 天本 美徳

理 事	天本 愛晃
理 事	永見 敏之
理 事	磯野 有三
理 事	田中 セイ
理 事	長池 要蔵
理 事	中村 丑松
監 事	田中 九王
監 事	迫頭 熊吉

- 1 昭和 38 年 8 月 24 日 定款一部変更
- 2 昭和 55 年 3 月 31 日 定款一部変更
- 3 昭和 61 年 6 月 17 日 定款一部変更
- 4 昭和 64 年 1 月 4 日 定款一部変更
- 5 昭和 64 年 1 月 4 日 定款一部変更
- 6 平成 1 年 11 月 28 日 定款一部変更
- 7 平成 1 年 12 月 5 日 定款一部変更
- 8 平成 2 年 7 月 4 日 定款一部変更
- 9 平成 2 年 7 月 30 日 定款一部変更
- 10 平成 4 年 7 月 17 日 定款一部変更
- 11 平成 4 年 9 月 25 日 定款一部変更
- 12 平成 6 年 3 月 18 日 定款一部変更
- 13 平成 6 年 8 月 15 日 定款一部変更
- 14 平成 6 年 8 月 26 日 定款一部変更
- 15 平成 7 年 5 月 23 日 定款一部変更
- 16 平成 7 年 6 月 5 日 定款一部変更
- 17 平成 8 年 7 月 18 日 定款一部変更
- 18 平成 9 年 8 月 22 日 定款一部変更
- 19 平成 9 年 9 月 30 日 定款一部変更
- 20 平成 9 年 11 月 26 日 定款一部変更
- 21 平成 10 年 5 月 27 日 定款一部変更
- 22 平成 10 年 10 月 7 日 定款一部変更
- 23 平成 10 年 11 月 26 日 定款一部変更
- 24 平成 11 年 9 月 10 日 定款一部変更
- 25 平成 12 年 3 月 22 日 定款一部変更
- 26 平成 13 年 4 月 3 日 定款一部変更
- 27 平成 15 年 9 月 5 日 定款一部変更
- 28 平成 16 年 4 月 28 日 定款一部変更
- 29 平成 17 年 12 月 5 日 定款一部変更

- 30 平成 18 年 5 月 19 日 定款一部変更
- 31 平成 18 年 8 月 21 日 定款一部変更
- 32 平成 18 年 10 月 16 日 定款一部変更
- 33 平成 19 年 1 月 4 日 定款一部変更
- 34 平成 20 年 2 月 29 日 定款一部変更
- 35 平成 20 年 8 月 18 日 定款一部変更
- 36 平成 22 年 1 月 15 日 定款一部変更
- 37 平成 22 年 7 月 16 日 定款一部変更
- 38 平成 23 年 5 月 11 日 定款一部変更
- 39 平成 24 年 6 月 13 日 定款一部変更
- 40 平成 25 年 2 月 25 日 定款一部変更
- 41 平成 25 年 5 月 2 日 定款一部変更
- 42 平成 26 年 7 月 24 日 定款一部変更
- 43 平成 27 年 5 月 1 日 定款一部変更
- 44 平成 27 年 11 月 16 日 定款一部変更
- 45 平成 28 年 12 月 28 日 定款一部変更
- 46 平成 29 年 4 月 27 日 定款一部変更
- 47 平成 30 年 7 月 24 日 定款一部変更
- 48 令和 2 年 8 月 3 日 定款一部変更
- 49 令和 3 年 8 月 3 日 定款一部変更
- 50 令和 5 年 8 月 23 日 定款一部変更

## 基本財産

- 1 長崎県長崎市十人町7番3所在のグループホーム友愛（みさき寮）敷地1筆  
（面積 886.53 m<sup>2</sup>）
- 2 長崎県長崎市梅香崎町9番3所在のみのり会敷地1筆（面積 203.44 m<sup>2</sup>）
- 3 長崎県長崎市梅香崎町10番3所在のみのり会敷地1筆（面積 311.67 m<sup>2</sup>）
- 4 長崎県長崎市布巻町1477番5所在の三和みのり園敷地1筆（面積 5,227.56 m<sup>2</sup>）
- 5 長崎県長崎市布巻町1477番9所在の三和みのり園敷地1筆（面積 267.47 m<sup>2</sup>）
- 6 長崎県長崎市布巻町1477番10所在の三和みのり園敷地1筆（面積 14.83 m<sup>2</sup>）
- 7 長崎県長崎市布巻町1477番11所在の三和みのり園敷地1筆（面積 118.42 m<sup>2</sup>）
- 8 長崎県長崎市布巻町1489番1所在の三和みのり園敷地1筆（面積 1,201.10 m<sup>2</sup>）
- 9 長崎県長崎市布巻町1484番1所在の三和みのり園敷地1筆（面積 847.26 m<sup>2</sup>）
- 10 長崎県長崎市布巻町1484番2所在の三和みのり園敷地1筆（面積 51.06 m<sup>2</sup>）
- 11 長崎県長崎市布巻町1484番3所在の三和みのり園敷地1筆（面積 9.96 m<sup>2</sup>）
- 12 長崎県長崎市布巻町1465番1所在のあいこう園敷地1筆（面積 326.60 m<sup>2</sup>）
- 13 長崎県長崎市布巻町1465番4所在の三和みのり園敷地1筆（面積 73.77 m<sup>2</sup>）
- 14 長崎県長崎市布巻町1465番5所在の三和みのり園敷地1筆（面積 21.23 m<sup>2</sup>）
- 15 長崎県長崎市布巻町1465番6所在の三和みのり園敷地1筆（面積 54.05 m<sup>2</sup>）
- 16 長崎県長崎市布巻町1448番1所在のあいこう園敷地1筆（面積 1,550.50 m<sup>2</sup>）
- 17 長崎県長崎市布巻町1466番1所在のあいこう園敷地1筆（面積 643.73 m<sup>2</sup>）
- 18 長崎県長崎市布巻町1490番所在のあいぎ荘敷地1筆（面積 1,201.20 m<sup>2</sup>）
- 19 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷字立田675番所在の長与保育園敷地1筆  
（面積 1,250.24 m<sup>2</sup>）
- 20 長崎県長崎市布巻町1467番2所在のみのり会職員宿舎及び福祉住宅敷地1筆  
（面積 407.00 m<sup>2</sup>）
- 21 長崎県長崎市梅香崎町9番1所在のみのり会敷地1筆（面積 116.40 m<sup>2</sup>）
- 22 長崎県長崎市平山町1258番2所在の平山友愛園敷地1筆（面積 289.80 m<sup>2</sup>）
- 23 長崎県長崎市平山町1419番2所在の三和みのり園作業用地1筆（面積 366.00 m<sup>2</sup>）
- 24 長崎県長崎市平山町1421番所在の三和みのり園作業用地1筆（面積 244.00 m<sup>2</sup>）
- 25 長崎県長崎市平山町1422番1所在の三和みのり園作業用地1筆（面積 290.00 m<sup>2</sup>）
- 26 長崎県長崎市平山町1422番2所在の三和みのり園作業用地1筆（面積 357.00 m<sup>2</sup>）
- 27 長崎県長崎市平山町1424番イ所在の三和みのり園作業用地1筆（面積 198.00 m<sup>2</sup>）
- 28 長崎県長崎市布巻町1524番1所在の平山友愛園作業棟敷地1筆（面積 508.86 m<sup>2</sup>）
- 29 長崎県長崎市布巻町1524番2所在の平山友愛園作業棟敷地1筆（面積 944.00 m<sup>2</sup>）
- 30 長崎県長崎市布巻町1475番3所在の三和みのり園敷地1筆（面積 110.64 m<sup>2</sup>）
- 31 長崎県長崎市布巻町1476番3所在の三和みのり園敷地1筆（面積 220.55 m<sup>2</sup>）

- 3 2 長崎県長崎市布巻町 1 4 7 3 番 2 所在の三和みのり園敷地 1 筆 (面積 496.00 m<sup>2</sup>)
- 3 3 長崎県長崎市布巻町 1 4 7 3 番 3 所在の第二みのり園敷地 1 筆 (面積 382.00 m<sup>2</sup>)
- 3 4 長崎県長崎市布巻町 1 4 7 3 番 4 所在の三和みのり園敷地 1 筆 (面積 793.00 m<sup>2</sup>)
- 3 5 長崎県長崎市田中町 4 6 0 番所在の三和みのり園作業用地 1 筆 (面積 158.00 m<sup>2</sup>)
- 3 6 長崎県長崎市田中町 4 6 1 番所在の三和みのり園作業用地 1 筆 (面積 79.00 m<sup>2</sup>)
- 3 7 長崎県長崎市田中町 4 6 3 番イ所在の三和みのり園作業用地 1 筆 (面積 119.00 m<sup>2</sup>)
- 3 8 長崎県長崎市田中町 4 6 3 番ハ所在の三和みのり園作業用地 1 筆 (面積 188.00 m<sup>2</sup>)
- 3 9 長崎県長崎市田中町 4 6 4 番所在の三和みのり園作業用地 1 筆 (面積 109.00 m<sup>2</sup>)
- 4 0 長崎県西彼杵郡長与町本川内郷字大越 1 3 1 6 番所在の三和みのり園作業用地 1 筆 (面積 3,023.00 m<sup>2</sup>)
- 4 1 長崎県西彼杵郡長与町本川内郷字松ノ頭 1 3 9 4 番 2 所在の三和みのり園作業用地 1 筆 (面積 10,892.00 m<sup>2</sup>)
- 4 2 長崎県西彼杵郡長与町本川内郷字堂ノ本 1 4 3 1 番 3 所在の三和みのり園作業用地 1 筆 (面積 73.93 m<sup>2</sup>)
- 4 3 長崎県長崎市布巻町 1 2 8 1 番 1 所在のあいこう園作業用地 1 筆 (面積 189.00 m<sup>2</sup>)
- 4 4 長崎県長崎市布巻町 1 2 8 2 番 1 所在のあいこう園作業用地 1 筆 (面積 1,132.00 m<sup>2</sup>)
- 4 5 長崎県長崎市布巻町 1 2 8 3 番 1 所在のあいこう園作業用地 1 筆 (面積 1,655.00 m<sup>2</sup>)
- 4 6 長崎県長崎市布巻町 1 2 8 3 番 2 所在のあいこう園作業用地 1 筆 (面積 1,048.00 m<sup>2</sup>)
- 4 7 長崎県長崎市布巻町 1 5 2 2 番 1 所在の平山友愛園敷地 1 筆 (面積 920.00 m<sup>2</sup>)
- 4 8 長崎県長崎市布巻町 1 4 7 3 番 1 所在の第二みのり園敷地 1 筆 (面積 288.00 m<sup>2</sup>)
- 4 9 長崎県長崎市十人町 5 9 番所在のみのり会倉庫敷地 1 筆 (面積 16.33 m<sup>2</sup>)
- 5 0 長崎県長崎市布巻町 1 3 8 5 番 1 のあいこう園作業用地 1 筆 (面積 1,499.00 m<sup>2</sup>)
- 5 1 長崎県長崎市布巻町 1 5 2 2 番 3 所在の平山友愛園作業棟敷地 1 筆 (面積 44.10 m<sup>2</sup>)
- 5 2 長崎県長崎市布巻町 1 5 2 4 番 4 所在の平山友愛園作業棟敷地 1 筆 (面積 70.02 m<sup>2</sup>)
- 5 3 長崎県長崎市布巻町 1 5 2 4 番 6 所在の平山友愛園作業棟敷地 (面積 48.37 m<sup>2</sup>)
- 5 4 長崎県長崎市布巻町 1 5 2 3 番所在の平山友愛園作業棟敷地 1 筆 (面積 41.00 m<sup>2</sup>)
- 5 5 長崎県長崎市布巻町 1 4 6 4 番 1 所在のあいこう園敷地 1 筆 (面積 209.91 m<sup>2</sup>)
- 5 6 長崎県長崎市布巻町 1 4 6 4 番 3 所在の三和みのり園敷地 1 筆 (面積 49.99 m<sup>2</sup>)
- 5 7 長崎県長崎市布巻町 1 4 6 4 番 4 所在の三和みのり園敷地 1 筆 (面積 14.33 m<sup>2</sup>)
- 5 8 長崎県長崎市布巻町 1 4 6 4 番 5 所在の三和みのり園敷地 1 筆 (面積 243.37 m<sup>2</sup>)
- 5 9 長崎県長崎市布巻町 1 3 8 8 番 1 所在のあいこう園作業用地 1 筆 (面積 852.00 m<sup>2</sup>)
- 6 0 長崎県長崎市布巻町 1 3 8 8 番 2 所在のあいこう園作業用地 1 筆 (面積 489.00 m<sup>2</sup>)
- 6 1 長崎県長崎市布巻町 7 8 9 番 1 所在の三和荘敷地 1 筆 (面積 646.00 m<sup>2</sup>)
- 6 2 長崎県長崎市布巻町 7 7 8 番所在の三和荘敷地 1 筆 (面積 1,934.00 m<sup>2</sup>)
- 6 3 長崎県長崎市布巻町 7 8 2 番 1 所在の三和荘敷地 1 筆 (面積 1,306.00 m<sup>2</sup>)
- 6 4 長崎県長崎市布巻町 7 8 2 番 2 所在の三和荘敷地 1 筆 (面積 636.00 m<sup>2</sup>)
- 6 5 長崎県長崎市布巻町 7 7 9 番所在の友愛寮敷地 1 筆 (面積 545.00 m<sup>2</sup>)
- 6 6 長崎県長崎市布巻町 7 8 0 番所在の友愛寮敷地 1 筆 (面積 193.00 m<sup>2</sup>)

- 6 7 長崎県長崎市布巻町1 3 8 4 番1 所在のあいこう園作業用地1 筆 (面積 158.00 m<sup>2</sup>)
- 6 8 長崎県長崎市布巻町7 6 1 番所在の三和みのり園作業用地1 筆 (面積 765.00 m<sup>2</sup>)
- 6 9 長崎県長崎市布巻町7 9 2 番所在の三和荘敷地1 筆 (面積 2,260.00 m<sup>2</sup>)
- 7 0 長崎県長崎市布巻町7 8 1 番所在の三和荘敷地1 筆 (面積 605.00 m<sup>2</sup>)
- 7 1 長崎県長崎市平山台1 丁目1 1 1 番6 所在の三和荘敷地1 筆 (面積 501.00 m<sup>2</sup>)
- 7 2 長崎県長崎市布巻町7 9 1 番所在の三和みのり園作業用地1 筆 (面積 674.00 m<sup>2</sup>)
- 7 3 長崎県長崎市布巻町1 4 7 1 番1 所在の第二みのり園敷地1 筆 (面積 1,629.00 m<sup>2</sup>)
- 7 4 長崎県長崎市布巻町1 4 8 3 番所在の第二みのり園敷地1 筆 (面積 215.00 m<sup>2</sup>)
- 7 5 長崎県長崎市平山町1 2 3 1 番3 所在のみのり園敷地1 筆 (面積 1,372.00 m<sup>2</sup>)
- 7 6 長崎県長崎市平山町1 2 3 2 番2 所在のみのり園敷地1 筆 (面積 4,029.00 m<sup>2</sup>)
- 7 7 長崎県長崎市布巻町字村中1 0 9 8 番地所在のグループホーム明心 (明心寮) 敷地1 筆 (面積 131.95 m<sup>2</sup>)
- 7 8 長崎県西彼杵郡長与町三根郷字ツヽラ9 2 0 番1 所在の三和みのり園農作業訓練棟敷地1 筆 (面積 1,312.00 m<sup>2</sup>)
- 7 9 長崎県長崎市布巻町字村中1 1 7 1 番1 所在の職員住宅敷地1 筆 (面積 158.78 m<sup>2</sup>)
- 8 0 長崎県長崎市布巻町字村中1 1 7 1 番3 所在の職員住宅敷地1 筆 (面積 12.36 m<sup>2</sup>)
- 8 1 長崎県長崎市布巻町字村中1 1 7 1 番4 所在の駐車場敷地1 筆 (面積 116.00 m<sup>2</sup>)
- 8 2 長崎県長崎市布巻町字村中1 1 7 2 番1 所在の駐車場敷地1 筆 (面積 228.63 m<sup>2</sup>)
- 8 3 長崎県長崎市布巻町字村中1 1 7 2 番4 所在の駐車場敷地1 筆 (面積 0.4 m<sup>2</sup>)
- 8 4 長崎県長崎市布巻町字村中1 1 7 1 番5 所在のグループホーム明心 (さくら寮) 敷地1 筆 (面積 144.30 m<sup>2</sup>)
- 8 5 長崎県長崎市布巻町字前田1 4 6 5 番7 所在のあいこう園敷地1 筆 (面積 3.63 m<sup>2</sup>)
- 8 6 長崎県長崎市布巻町字前田1 4 6 5 番9 所在のあいこう園敷地1 筆 (面積 15.95 m<sup>2</sup>)
- 8 7 長崎県長崎市布巻町字前田1 4 6 6 番2 所在のあいこう園敷地1 筆 (面積 1.30 m<sup>2</sup>)
- 8 8 長崎県島原市南崩山町丁2 7 5 5 番所在の太陽寮敷地1 筆 (面積 312.00 m<sup>2</sup>)
- 8 9 長崎県島原市南崩山町丁2 7 5 8 番所在の太陽寮敷地1 筆 (面積 134.00 m<sup>2</sup>)
- 9 0 長崎県島原市南崩山町丁2 7 5 9 番1 所在の太陽寮敷地1 筆 (面積 361.86 m<sup>2</sup>)
- 9 1 長崎県島原市南崩山町丁2 7 7 0 番所在の太陽寮敷地1 筆 (面積 505.16 m<sup>2</sup>)
- 9 2 長崎県島原市南崩山町丁2 7 7 1 番所在の太陽寮敷地1 筆 (面積 1,025.15 m<sup>2</sup>)
- 9 3 長崎県島原市南崩山町丁2 8 0 0 番2 所在の太陽寮敷地1 筆 (面積 10,025.04 m<sup>2</sup>)
- 9 4 長崎県島原市南崩山町丁3 4 7 6 番3 所在の太陽寮敷地1 筆 (面積 222.80 m<sup>2</sup>)
- 9 5 長崎県島原市南崩山町丁2 8 0 0 番4 3 所在の太陽寮敷地1 筆 (面積 7.30 m<sup>2</sup>)
- 9 6 長崎県島原市南崩山町丁2 8 0 0 番4 4 所在の太陽寮敷地1 筆 (面積 20.68 m<sup>2</sup>)
- 9 7 長崎県島原市南崩山町丁2 8 0 0 番4 5 所在の太陽寮敷地1 筆 (面積 3.05 m<sup>2</sup>)
- 9 8 長崎県長崎市十人町1 1 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1 階付3 階建みのり会事務所棟1 棟 (延面積 297.50 m<sup>2</sup>)
- 9 9 長崎県島原市船泊町丁3 2 8 9 番地1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・瓦葺3 階建太陽寮収容棟1 棟 (延面積 1,151.15 m<sup>2</sup>)

- 1 0 0 長崎県長崎市布巻町 1 4 7 7 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建三和みのり園事務所管理棟 1 棟 (延面積 596.64 m<sup>2</sup>)
- 1 0 1 長崎県長崎市布巻町 1 4 8 4 番地所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根 2 階建グループホームまどか (すみれ棟) 1 棟 (延面積 703.45 m<sup>2</sup>)
- 1 0 2 長崎県長崎市布巻町 1 4 8 9 番地 1 所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造スレート葺 2 階建三和みのり園倉庫 1 棟 (延面積 682.74 m<sup>2</sup>)
- 1 0 3 長崎県長崎市布巻町 1 4 6 7 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建みのり会職員宿舎及び福祉住宅 1 棟 (延面積 389.46 m<sup>2</sup>)
- 1 0 4 長崎県長崎市布巻町 1 4 7 7 番地、1 4 8 4 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建グループホームまどか (まどか園) 1 棟 (延面積 309.24 m<sup>2</sup>)
- 1 0 5 長崎県西彼杵郡長与町高田郷字稗木場 5 9 番地 1、5 9 番地 8、6 0 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根 3 階建道の尾保育園園舎及び法人居宅 1 棟 (延面積 1,019.70 m<sup>2</sup>)
- 1 0 6 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷字立田 6 7 5 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建長与保育園園舎 1 棟 (延面積 988.93 m<sup>2</sup>)
- 1 0 7 長崎県長崎市布巻町 1 4 7 7 番地所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建三和みのり園食堂 1 棟 (延面積 897.35 m<sup>2</sup>)
- 1 0 8 長崎県長崎市布巻町 1 0 9 8 番地所在の木造セメント瓦葺 2 階建グループホーム明心 (明心寮) 1 棟 (延面積 103.85 m<sup>2</sup>)
- 1 0 9 長崎県長崎市十人町 5 9 番地所在の木造瓦葺 2 階建みのり会倉庫 1 棟 (延面積 19.82 m<sup>2</sup>)
- 1 1 0 長崎県島原市船泊町丁 3 2 8 9 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建太陽寮収容棟 1 棟 (延面積 847.04 m<sup>2</sup>)
- 1 1 1 長崎県長崎市十人町 7 番地 3 所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺 3 階建グループホーム友愛 (友愛ホーム) 1 棟 (延面積 374.22 m<sup>2</sup>)
- 1 1 2 長崎県長崎市十人町 7 番地 3 所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺地下 2 階付 5 階建グループホーム友愛 (みさき寮) 1 棟 (延面積 1,028.99 m<sup>2</sup>)
- 1 1 3 長崎県西彼杵郡長与町三根郷字ツツラ 9 2 0 番地 1 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建三和みのり園農作業訓練棟 1 棟 (延面積 172.00 m<sup>2</sup>)
- 1 1 4 長崎県長崎市平山町 1 2 5 8 番地 2、長崎県長崎市布巻町 1 5 2 2 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根 2 階建平山友愛園授産棟 1 棟 (延面積 702.23 m<sup>2</sup>)
- 1 1 5 長崎県長崎市梅香崎町 1 0 番地 3、9 番地 3、長崎県長崎市十人町 7 番地 3 所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造コンクリート屋根・合金メッキ鋼板ぶき 8 階建みのり会職員宿舎及び福祉住宅及びみのり会キッズ・コム及び倉庫及びエレベーター棟 1 棟 (延面積 1,260.65 m<sup>2</sup>)
- 1 1 6 長崎県長崎市布巻町 1 5 2 4 番地 1、1 5 2 2 番地 1、1 5 2 2 番地 3、1 5 2 3 番地、1 5 2 4 番地 2、1 5 2 4 番地 4、1 5 2 4 番地 6 所在の鉄骨造スレート葺

2階建平山友愛園作業棟1棟（延面積561.35㎡）

- 117 長崎県長崎市布巻町1524番地1、1522番地1、1522番地3、1523番地、1524番地2、1524番地4、1524番地6所在の鉄骨造スレート葺平家建平山友愛園作業棟1棟（延面積199.82㎡）
- 118 長崎県長崎市布巻町792番地、778番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・鋼板葺2階建三和荘1棟（延面積2,753.38㎡）
- 119 長崎県長崎市布巻町779番地、780番地所在の鉄筋コンクリート造・陸屋根・鋼板葺2階建グループホーム明心（友愛寮）1棟（延面積532.66㎡）
- 120 長崎県長崎市布巻町1471番地1、1473番地1、1473番地3、1483番地所在の鉄筋コンクリート造鋼板葺・陸屋根2階建第二みのり園1棟（延面積1,830.85㎡）
- 121 長崎県長崎市平山町1232番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建みのり園1棟（延面積1,290.91㎡）
- 122 長崎県長崎市平山町1232番地2所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建みのり園事務所及びみのりっ子クラブ及び倉庫昂会館1棟（延面積1,742.32㎡）
- 123 長崎県島原市船泊町丁3289番地1所在の木造スレート葺2階建太陽寮寄宿舍1棟（延面積99.91㎡）
- 124 長崎県長崎市平山町1232番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建昂会館機械室1棟（延面積60.00㎡）
- 125 長崎県長崎市布巻町字前田1477番地5所在の軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建平山友愛園作業棟1棟（延面積123.22㎡）
- 126 長崎県長崎市布巻町字前田1489番地1、1464番地5、1477番地10、1484番地3、1489番地1地先所在の鉄筋コンクリート造スレートぶき4階建あいこう園園舎1棟（延面積629.59㎡）
- 127 長崎県長崎市布巻町字其田1281番地1所在の木造スレートぶき平家建あいこう園倉庫1棟（延面積36.44㎡）
- 128 長崎県長崎市布巻町字村中1171番地1、1171番地3、1172番地1所在の木造スレート葺2階建職員住宅1棟（延面積215.30㎡）
- 129 長崎県長崎市布巻町字村中1171番地5、1171番地2所在の木造スレート葺2階建グループホーム明心（さくら寮）1棟（延面積137.71㎡）
- 130 長崎県長崎市布巻町字前田1473番地4、1473番地2、1475番地3、1476番地3、1477番地5所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき陸屋根3階建三和みのり園女子棟1棟（延面積2,183.68㎡）
- 131 長崎県長崎市布巻町字前田1477番地5所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき陸屋根3階建三和みのり園男子棟1棟（延面積2,255.78㎡）
- 132 長崎県西彼杵郡長与町三根郷字大曾野53番地100所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建のぞみ保育園園舎1棟（延面積698.12㎡）

- 1 3 3 長崎県西彼杵郡長与町三根郷字大曾野 5 3 番地 1 0 0 所在の鉄筋コンクリート造平家建のぞみ保育園車庫 1 棟 (延面積 63.60 m<sup>2</sup>)
- 1 3 4 長崎県西彼杵郡長与町三根郷字大曾野 5 3 番地 1 0 0 所在の軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建のぞみ保育園物置 1 棟 (延面積 5.20 m<sup>2</sup>)
- 1 3 5 長崎県長崎市布卷町字前田 1 4 4 8 番地 1、1 4 6 6 番地 1、1 4 6 5 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき 3 階建あいこう園園舎 1 棟 (延面積 2,432.43 m<sup>2</sup>)
- 1 3 6 長崎県長崎市布卷町字前田 1 4 9 0 番所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき 4 階建あいぎ荘 1 棟 (延面積 2,178.44 m<sup>2</sup>)
- 1 3 7 長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷字大小院 2 0 3 0 番地 1 0 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建めぐみ保育園園舎 1 棟 (延面積 1,700.52 m<sup>2</sup>)
- 1 3 8 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷字氷取 1 1 4 2 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき地下 1 階付 2 階建わかば保育園園舎 1 棟 (延面積 1,212.31 m<sup>2</sup>)
- 1 3 9 長崎県島原市南崩山町丁 2 8 0 0 番地 2 所在の木造スレートぶき 2 階建児童養護施設 1 棟 (延面積 658.25 m<sup>2</sup>)
- 1 4 0 長崎県島原市南崩山町丁 2 8 0 0 番地 2 所在の木造スレートぶき 2 階建児童養護施設 1 棟 (延面積 553.04 m<sup>2</sup>)
- 1 4 1 長崎県島原市南崩山町丁 2 8 0 0 番地 2 所在の木造スレートぶき 2 階建児童養護施設 1 棟 (延面積 553.04 m<sup>2</sup>)
- 1 4 2 長崎県島原市南崩山町丁 2 8 0 0 番地 2 所在の木造スレートぶき平家建児童養護施設 1 棟 (延面積 75.81 m<sup>2</sup>)